

労働者派遣契約書(案)

業 務 名	広島市立広島市民病院病棟クランクに係る労働者派遣業務 (単価契約)
派 遣 場 所	広島市中区基町7番33号 広島市立広島市民病院
契 約 期 間 派 遣 期 間	契約締結日から令和6年3月31日まで 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契 約 金 額	別紙(支払内訳書)のとおり。
支 払 方 法 等	広島市立病院機構労働者派遣契約約款(単価契約用)のとおり。
契 約 保 証 金	
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市立病院機構労働者派遣契約約款(単価契約用)のとおり。
特 約 条 項	1 契約保証金、違約金等の算定基礎となる契約希望金額は、 金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当 額金 円)とする。 2 契約締結日から令和5年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。
適 用 除 外 事 項	
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市立病院機構労働者派遣契約約款によって公正な労働者派遣契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

発注者 広島市中区基町7番33号  
地方独立行政法人広島市立病院機構  
理事長 竹内 功

受注者

別紙（支払内訳書）

区 分	契 約 金 額
基本単価 （1日8時間以内）	派遣労働者1人につき1時間当たり 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円）
超過勤務単価 （8時間を超える超過勤務）	派遣労働者1人につき1時間当たり 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円）

## 広島市立病院機構労働者派遣契約約款（単価 単年契約用）

### （総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の派遣契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の派遣業務（以下「派遣業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了（仕様書等に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。）し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

6 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

### （派遣業務の公共性の認識等）

第2条 受注者は、派遣業務を行うに当たっては、業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、派遣業務を行わなければならない。

### （権利義務の譲渡制限等）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 受注者は、派遣業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。

### （法令の遵守）

第4条 受注者は、派遣業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

### （従業員）

第5条 受注者は、派遣業務の履行に必要な数の従業員を派遣業務に従事させるものとする。

2 発注者は、受注者の従業員で派遣業務の処理及び管理につき著しく不相当であると認められるものがあるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

### （検査等）

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に派遣業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の派遣業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

2 発注者は、前項の検査等により、必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。

### （報告義務）

第7条 受注者は、派遣業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(2) その他派遣業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 受注者は、派遣業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

### （実施報告書等）

第8条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、発注者に対して、派遣業務実施報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の派遣業務実施報告書が到達した日から起算して10日以内に履行を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに派遣業務の全部又は一部を履行し、発注者の検査を受けなければならない。

### （契約金額の支払）

第9条 受注者は、前条第2項又は第3項の検査に合格したときは、支払内訳書記載の区分に応じ、契

約単価に実稼働時間を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払うものとする。

（談合行為等の措置）

第9条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、契約希望金額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは10分の1）に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（発注者の解除権）

第10条 発注者は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における派遣業務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、派遣業務に着手すべき期日を過ぎてもその業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に派遣業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に派遣業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第8条第3項の履行がなされないとき。

(4) 前各号又は次項の各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第2項の規定に違反したとき。

(2) 受注者が派遣業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者が派遣業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の派遣業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が派遣業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 派遣業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が派遣業務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者にこの契約より生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。

- イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。
- ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 受注者は、第1項又は前項第2号から第8号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

4 受注者は、第1項又は第2項第2号から第8号までの規定によりこの契約を解除されたときは、契約希望金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

5 第1項各号又は第2項第2号から第8号までに掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。  
(解除後の処理)

第11条 受注者は、前2条の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに履行した派遣業務の内容を書面をもって発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する契約金額相当額を受注者に支払うものとする。

(契約保証金)

第12条 契約保証金は、受注者が、この契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。

2 契約保証金には、利息を付けない。

3 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第9条の2第1項、第10条第1項又は同条第2項第2号から第9号までの規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第12条の2 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と派遣業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、発注者との派遣業務の実施計画に関する協議を行った結果、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 受注者は、前項の被害により履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と派遣業務の実施計画に関する協議を行うものとし、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第12条の3 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(一般的損害)

第13条 この契約の履行について生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第13条の2 この契約の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等（発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。）の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（相殺）

第14条 発注者は、この契約に基づいて発注者が受注者に負う金銭債務と受注者が発注者に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

（契約の変更）

第15条 発注者は、受注者が請け負った業務を完了するまでは、仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額、納入期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

3 発注者は、第1項に定めるもののほか、納入期限、納入場所その他契約に定める条件を、受注者と協議のうえ変更することができる。

（守秘義務）

第16条 受注者は、派遣業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

2 受注者は、派遣業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（補則）

第17条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、広島市の個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (収集の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

## (目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

## (適正管理)

第7 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (作業場所以外での業務の禁止等)

第8 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

## (複写及び複製の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## (資料等の返還等)

第10 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

## (事故発生時における報告等)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入調査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

## (情報の開示の禁止)

第12 受注者は、患者及び利用者（以下「患者等」という。）から患者本人の疾病等の診断又は利用者の障害等に関する個人情報の問い合わせに対し、当該情報を患者等に対し開示してはならない。